

サプライチェーンに対する新型コロナウイルスのインパクト: 不可効力と関連条項

新型コロナウイルスにより、サプライヤーや顧客だけに限らず、サプライチェーン全体のレビューと管理が求められています

ロバート・A・ジェームス、ジェームス・キャンベル、エイプリル・ロード

- 不確実な状況では、全ての企業がサプライチェーンのストレステストを実施し、それに応じてリスクを管理する必要があります。
- サプライヤーや顧客との直接かつ率直なコミュニケーションは、契約上の権利のみに依拠したり、それらを強制したりすることよりも、長期的なリレーションに資するものです。
- 新型コロナウイルスの流行への対応は非常に急速に進展しているため、コミュニケーションにおいては、明示的にその時点における認識に基づくものである必要があります。

※本稿は、2020年3月6日に出稿された、[Supply Chain Coronavirus Impacts: Force Majeure and Beyond](#) (英文)を、元にしたものです。事実関係についてはその当時に発生した事実に基づくものである点ご注意ください。

新型コロナウイルスの流行及びそれに対する政府・民間企業・個人の対応は、既にグローバルな製品及びサービスのサプライチェーンに影響を与えています。中国における製造業は縮小し、物資の流通にはキャンセルや遅延等が生じています。2002～2003年のSARS流行時に比べると、今や中国は輸入国・製造国・輸出国として、世界経済に対してはるかに大きな影響力を持っています。日本、韓国、イラン及びイタリアにおいても集団感染が発生しており、他の国のサプライチェーンに影響が出るのは時間の問題です。

市民、雇用主、旅行者として、サプライチェーンにおいて誰もが最初に懸念するのは、危機に対する人道的・公衆衛生上の対応です。しかし遅かれ早かれ、商事契約の当事者の関心は、自身の契約の不可抗力条項(force majeure)に移ります。中国国際貿易促進委員会は、義務の不履行に対する保護として、現地企業に対し「不可抗力証明書」の発行を開始しました。エネルギー産業においては、顧客による不可抗力条項の援用がすでに否定されています。税制上の優遇措置を得るために2020年中に建設を開始又は完了する必要がある再生可能エネルギー業者は、ソーラーモジュール契約による保護を求めています。誰がこの影響を負担しなければいけないのでしょうか。

企業又はその取引相手が不可抗力条項に基づく有効な抗弁を有するかどうか、契約違反となるのか、あるいは契約上影響が生じないかどうかは、常に明確であるというわけではありません。この間、各企業は、法的に不安定な環境で業務を行う必要があり、救済や損失の危険の程度が不明のまま、サプライヤーやディストリビューター、顧客との関係を維持管理しなければなりません。不確実な今日の状況下では、各企業はサプライチェーンのストレステストを実施し、それに応じてリスクを管理する必要があります。推奨されるアプローチは次のとおりです。

サプライチェーンの脆弱性の程度

企業はまず、関係しているサプライチェーン全体を視覚化する必要があります。主たる懸念事項は、直接のサプライヤー及びサービスプロバイダー、そしてディストリビューターと顧客です。彼らとまず対話を進めることになるかと思えます。しかし、グローバルな緊急事態においては、サプライチェーンのはるか上流にいる不可欠な物質の供給者や、はるか下流にいる、自社顧客の製品やサービスが組み込まれた完成品の購入者といった、より間接的な関係者が重大な問題となる可能性があります。

あらゆる影響を考慮する必要があります。主に考慮すべきは原材料・部品・消耗品や触媒で、極めて重要なスペア部品や交換部品も含まれる場合があります。物資そのものは入手可能であっても、必要な場所に物資を届けるための輸送手段が影響を受ける可能性もあります。従業員の健康・安全上の理由又は移動の制限により不可欠な人材が働けない場合、製造業者、輸送業者及びサービスプロバイダーがサプライチェーンの中でその役割を果たせないこともあり得ます。

その後、企業は、サプライチェーンにおける新型コロナウイルスとの関連での現在及び将来的な脆弱性に対応策を評価することが可能となります。供給源が唯一である又は限られている場合や、ハイリスクな地域からの輸入品がある場合、リスクは高くなるでしょう。企業が普段から頻繁な在庫回転を行うようにしていたり、最小限のストックを置くようにしている場合や、必要な物資の輸入が中断されそうな場合には、当該物資の供給が脆弱になる可能性があります。中国が実施したように移動に制限を課す国はまだ多くありませんが、他の港が船舶の出入りを拒否する可能性は、考えられないことではありません。中国や他国の工場や港の稼働が復活したとしても、外出禁止令や労働力の削減により、機能が元通りになるには時間がかかるかもしれません。

調達及び流通戦略の変更の適切性

「ジャストインタイム」在庫戦略により、収益性は向上し、最近の景気後退の期間は短縮したかもしれません。新型コロナウイルスの流行は、こうした戦略の修正が必要である可能性を示唆しています。

各企業は、必要な物資や備蓄の代替ソースが実用的かどうか検討する必要があります。コストや複雑性が増すとしても、調達地域やサプライヤーの多様化が有効となり得ます。特に脆弱なソースについては、事業継続計画の策定も考えられます。

サプライヤー及び顧客との直接かつ率直なコミュニケーションにより、製品やアウトプットの代替手配が可能になる場合があります。また、そうしたコミュニケーションは、契約上の権利のみに依拠したり、それらを強制したりするよりも、長期的な関係の構築に資するものです。供給源が機能しない場合、そうした機能不全が免責されるかどうかにかかわらず、自社顧客の救済を模索することは有益です。

契約上の抗弁及び損失のリスクの程度

供給不足等が発生する可能性がある場合、どのような抗弁や救済があるか、契約を確認することが重要です。英米法の原則は大陸法のそれらと異なるため、適用法を特定することも重要です。

不測の事態が発生した場合の当事者の義務を解釈する際、裁判所や仲裁人はまず、当事者が実際に行った交渉に目を向け、次に義務の履行を免除しうる原則に目を向けます。例えば、米国では、実行困難性の原則が、「発生しないことが契約締結時の基本的な前提であった事象の発生」に適用されます (Restatement of Contracts (Second) § 261; Uniform Commercial Code § 2-615 for sales of goods)。

したがって、義務の解釈においては、どの当事者が当該事象の発生リスクを引き受けたか、という証拠が関連性を持ち、場合によっては、書面契約の解釈のために口頭証拠が認められます。米国法は義務の不履行の黙示免責に制限的であり、英国法はより一層そうですが、それ故に、契約書に規定されている(解釈できる)抗弁及び救済にまず注意を払う必要があります。

特定条項

そのような規定がある場合、価格変更条項、供給量又は購入量減少に関するオプション、そして一般的なハードシップ条項が主な抗弁となります。裁判所や仲裁人は、変化した状況に対する責任又は柔軟性がいずれかの当事者に割り振られているか、という点に何よりも注目します。

不可抗力

不可抗力条項は、定義された不測の事態の発生により義務の履行が妨げられたり遅延している場合、金銭の支払い以外の義務の不履行を免責するものです。(不測の事態の結果、「義務の履行にかかるコストが著しく増加する」場合に救済を与える条項もあります。さらに、義務の履行により困難が生じる場合や、義務の履行が「不得策 (inadvisable)」となる場合に適用されるものもあります。)

義務の履行が免除される事象の包括的なリストを契約で定めることができ、また、当事者の合理的な支配が及ばない事象の実例を契約で定めることもできます。こうした事象のリストを注意深く読み、伝染病・隔離・外出禁止令や政府の勧告等が明示的に言及されているか、関連する地域・期間内におけるそうした事象の発生が他の条件を満たすかどうか判断する必要があります。

不可抗力条項に一般的に含まれ、新型コロナウイルスに関して依拠できる可能性が高い事象は、「政府命令 (government order)」です。新型コロナウイルスへの対応が進展するにつれて、現在は「助言 (advisories)」や「警告 (warnings)」であるものが、政府からの命令に変わる可能性があり、それによって不可抗力のケースに該当しやすくなることが考えられます。雇用者として従業員に安全な職場を提供し、健康・安全を確保しなければならないという債務者の義務が引用されることも考えられます。

新型コロナウイルスの流行中に行われた不可抗力条項に関する分析のいくつかは、英国政府が新型コロナウイルスを「届出義務のある疾患」として指定したことに言及しています。これは多くの保険契約で届出が必要とされる正式な分類です。英国国民保健サービスは、新型コロナウイルス

がレベル 4 のインシデント、つまり最高レベルの緊急事態であると宣言しました。異なる法制度又は規制制度の下であっても、強制的な性質を有するこれらの又は類似の政府によるアクションは、商事契約に影響を持つ可能性があります。

不可抗力条項は、当事者が不測の事態を知った後、迅速に通知する義務を課す場合があります。事態が刻一刻と進展していく感染症の流行の場合、当事者による認識の時点がはっきりしないことがあるため、早期の通知が肝要です。(損失分の補填義務の有無にかかわらず)影響を軽減し、履行を再開する明示的又は黙示的な義務があります。そして、相手方が最終的に不可抗力の拡大を終結させる権利を有する場合があります。

多くの裁判管轄において、不可抗力条項は厳格に解釈されており、当該条項を援用しようとする当事者は、救済を受ける資格があることを示す必要があります。英国法原則の新型コロナウイルスへの適用に関する詳細については、弊事務所のジェームス・キャンベル及びエイプリル・ロードによる最近の[クライアント・アラート](#)をご覧ください。

米国では、予見不能の要件は、明示的にそれを要件として規定していない条項では求められません。これは、実行困難性の原則と比べて、不可抗力条項の大きな利点です。それにもかかわらず、21 世紀においては実際に非常に多く供給の中断が起こっているため(特に中国からの供給が中断しており、その理由は、SARS や H1N1、貿易紛争や制裁等です)、米国の裁判所や仲裁人は、当事者がリスクをいずれかに割り振ったと見做すべき根拠の有無に注意を払うことになるでしょう。

履行不能及び契約目的の達成不能

サプライチェーンにおける現在の混乱の多くは、義務の履行が妨げられているものであるとは限りません。LNG の購入者が LNG を受け取ることは可能でしょう。問題は、アフターマーケットにおいて天然ガスの需要が大幅に減少していることです。条項自体がより明確でない限り、義務の履行が妨げられたわけではない場合の不可抗力条項の援用には、限定的な効果しかない場合があります。

米国法における契約目的の達成不能の原則 (doctrine of frustration) は、義務の履行は物理的には可能であるものの、取引の「主要な」経済目的が実質的に達成不可能な場合に適用されます (Restatement of Contracts (Second) § 265)。しかし、一般的に、「契約目的の達成不能は非常に厳格であるため、(債務者が) 契約において引き受けたりスクの範囲内と見做すことは公平ではない」(comment a)とされています。

英国法では、契約締結後に発生した事象により義務の履行が不能になった場合や、両当事者の過失なしに履行義務が想定したものと根本的に異なるものとなった場合に、契約が無効とされることがあります。この原則は、供給されることになっている物資が特定の国・地域から調達されるものと両当事者が想定していたものの、当該場所には入手可能な当該種類の物資がもはやない、というような場合に適用することができます。

期限前の義務違反及び相当な保証の要求

一般に、「期限前の義務違反 (anticipatory breach)」の条件が揃わない限り、相手方に対して行動を起こすには、実際の不履行が必要です。米国では、動産の売買における割賦契約又は長期契

約の当事者は、反対当事者が義務を履行するかどうか「不確実な合理的根拠(reasonable grounds for insecurity)」がある場合、期日に義務を履行することについての相当な保証を要求することができます。保証が提供されない場合、当事者は契約の残りを終了させ、他者から供給を確保することができます (Uniform Commercial Code, § 2-609)。英国法では、当事者が言葉又は行為によって契約上の又は契約に従った義務の履行を行わない旨を示している場合、反対当事者は義務違反を受け入れ、これ以上契約に拘束されない、という選択をすることができます。

契約上の解決策を活用するためにとるべき手順

サプライチェーンの脆弱性と契約上の抗弁及び損失の危険の程度を評価した後、影響を受ける若しくは受ける恐れのあるサプライチェーンにある当事者は、以下のタスクをうまく処理する必要がありますと考えられます。

- 不可抗力条項の援用、債務不履行の通知及び期日の義務履行に関する相当な保証の要求或いはそれらへの対応
- 不可抗力条項を援用する場合又は債務不履行の通知を行う場合、自社の立場を最も裏付ける証拠の検討。通知が発信された後、不可抗力条項の援用のための追加の補強材料（政府の命令等）が生じる可能性があります。逆に、製造又は出荷が再開されると、それにより不可抗力の状態ではなくなったり、義務違反の主張が補強される場合があります。
- 目的（不可抗力条項の援用、義務違反の主張又は相当の保証の要求）を問わず、相手方とのコミュニケーションに関する記録の保管
- 不足分の割り当てに関する方針の策定又は対応。売り手に制約がある場合、不可抗力の状況にあらうと潜在的な義務違反の状況にあらうと、首尾一貫して「公正かつ合理的」である限り、当該売り手の割り当て方法は尊重されます (*Cliffstar Corp. v. Riverbend Products Inc.*, 750 F.Supp. 81 (W.D.N.Y. 1990))。売り手が自身のニーズや関係会社のニーズに対して不足分を割り当てた場合や、長期購入者の扱い（最近の受領に対して）又は確定数量購入者の扱い（スポット購入者に対して）等については、争いになることが多いので留意が必要です。
- 必要物資の流通を考慮し、これらに影響があると信じる場合、自社の流動性に与える影響の考慮。キャッシュフローが逼迫している企業は、取引相手方の不当な要求の影響を受けやすい場合があります。
- マーケティング及び営業活動への影響の考慮。フランスとスイスでは、それぞれ 5,000 人又は 1,000 人以上の人が参加する屋内の公共イベントを禁止しており、感染がさらに広まった場合は他の国もこれに追随する可能性があります。コスト削減のためフライトにキャンセルが出ており、新型コロナウイルスの感染拡大が続く間は、世界中で移動が困難になる可能性があります。会議や大量販売イベントに依拠するビジネスの場合、イベントの開催をキャンセルしなければならない状況であれば、他のアプローチやコンティンジェンシープランを検討するのがよいでしょう。
- サイバーセキュリティの観点での電子的なコミュニケーション、サプライヤー又は顧客と共有された情報システムの監視

- 自社が事業の中断に直面した場合、保険契約の包括的なチェックリストの確認

コミュニケーションが鍵

とりわけ、企業は顧客・販売業者・サプライヤーと、また、従業員・金融機関・投資家と、正確にかつ一貫して、頻繁にコミュニケーションを取る必要があります。

一般に、商取引の当事者は、将来を推測したり、予測したり、保証したりする必要はありません。しかしながら、当事者のコメントは、常に、認識している事実と一致したものである必要があります。そして、オープンな対話は、特定のサプライチェーンのリスクを回避したり、軽減したりするのに役立つ場合があります。新型コロナウイルスの流行とその対応は急速に進展しているため、コミュニケーションは、明示的にその時点の認識に基づいている必要があります。

本稿の内容に関する連絡先

木本泰介 (日本語版監修)
725 South Figueroa Street, Suite 2800
Los Angeles, CA 90017-5406
+1.213.488.7113
taisuke.kimoto@pillsburylaw.com

Robert A. James
Four Embarcadero Center 22nd Floor
San Francisco, CA 94111-5998
+1.415.983.7215
rob.james@pillsburylaw.com

前田 惇 (日本語作成版協力)

James Campbell
Tower 42, Level 21, 25 Old Broad Street
London, EC2N, 1HQ UK
+44.20.7847.9504
james.campbell@pillsburylaw.com

April. Lord
Tower 42, Level 21, 25 Old Broad Street
London, EC2N, 1HQ UK
+44.20.7847.9540
april.lord@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美
satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2020 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.